

福岡市消費生活審議会（第19回）

## 議 事 資 料

- 資料1-1 福岡市消費者教育推進計画の策定について（諮問）
- 資料1-2 福岡市消費者教育推進計画 策定スケジュール
- 資料2-1 消費者教育部会の実施状況
- 資料2-2 福岡市消費者教育推進方針（仮称）素案の概要
- 資料2-3 第2回消費者教育部会 審議内容まとめ
- 資料3-1 消費者訴訟資金貸付金について
- 資料3-2 平成24年度包括外部監査結果報告書（抜粋）
- 資料3-3 訴訟資金貸付制度（大都市の状況）
- 資料3-4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について
- 参考 日本司法支援センター（法テラス）民事法律扶助
- 別冊 消費者教育推進のための基礎調査報告書  
消費者教育推進のための基礎調査結果〈概要版〉  
平成26年度 事業概要

## 福岡市消費者教育推進計画 策定スケジュール（太枠内は今後の予定）

日程	市	消費生活審議会	消費者教育部会
平成25年 7月2日		第17回 ○消費者教育部会設置	
8月30日			第1回 ○消費者教育推進のための基礎調査の内容審議
11月～ 12月	消費者教育推進のための基礎調査実施		
平成26年 3月14日			第2回 ○基礎調査結果の報告 ○消費者教育推進方針（案）素案概要の審議
7月11日	市長が消費生活審議会へ諮問	第19回 ○福岡市消費者教育推進計画の策定について（諮問）	
8月～9月			第3回、第4回 ○計画法 審議
10月		第20回 ○消費者教育部会の報告 ○計画法原案の確定	
11月	計画法原案の確定		
12月 平成27年 1月	市議会報告（報告後）パブリック・コメント実施（市民意見募集）	第21回 ○計画法修正、答申案確定	第5回 ○計画法修正、答申案審議
2月	消費生活審議会が市長へ答申計画の決定		
3月	市議会報告計画の決定（公表）		

○消費者教育部会は、消費者教育推進法の趣旨に沿って委員を選定している。

## 消費者教育部会の実施状況

### 第 1 回

- (1)開催日時 平成 25 年8月 30 日(金) 15:00～17:00(会場:くらしの研修室)
- (2)出席委員 9名  
春田部会長, 牟田委員, 高原委員, 日高委員, 古川委員, 宮崎委員,  
原田専門委員, 増川専門委員, 山本専門委員
- (3)議 案
- ・消費者教育部会の運営について
  - ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)について
  - ・福岡市の消費者教育の現状について
  - ・消費者教育推進のための基礎調査について

### 第 2 回

- (1)開催日時 平成 26 年3月 14 日(金) 14:00～16:00(会場:くらしの研修室)
- (2)出席委員 8名  
春田部会長, 高原委員, 日高委員, 古川委員, 森住委員, 宮崎委員,  
原田専門委員, 増川専門委員)
- (3)議 案
- ・消費者教育の現状と課題について
    - ①市の消費者教育の現状
    - ②消費者教育のための基礎調査の結果
  - ・消費者教育推進方針(仮称)素案の概要について

(消費生活審議会・消費者教育部会提出資料)

## 福岡市消費者教育推進方針（仮称）素案の概要

### 第1 推進方針の基本的な考え方

#### 1 推進方針の趣旨

- 福岡市：福岡市消費生活条例や福岡市基本計画（第9次計画の目標3，施策3-7）に基づき，消費者の主体的・合理的行動を支援するために，消費者教育を実施。
- 学校や関係団体でも様々な形で，消費者教育に取り組んでいる。
- 市の消費生活相談：総件数は横ばいだが，若年層や高齢者の消費者被害の相談は多い。
- 市民の消費者被害の未然防止・拡大防止を図り，安全で安心できる消費生活の実現するため，消費者は消費生活に関する知識を習得し，適切な行動を行うことが必要。
- 平成24年12月，消費者教育推進法が施行。目的は，消費者教育の効果的・体系的な推進，消費者市民社会の構築

#### 2 推進方針の位置付け

消費者教育推進法第10条第1項に基づき，国の基本方針や福岡県の計画を踏まえ策定するもの

#### 3 方針の期間 平成26年度～平成29年度（国の基本方針の最終年度まで）

#### 4 方針の推進体制

福岡市消費生活審議会と市内の消費者教育推進連絡会議で行う。

### 第2 消費者教育の現状と課題

#### 1 市の消費者教育の現状

#### 2 消費者教育推進のための基礎調査の結果

- (1) 地域における消費者教育の現状
- (2) 学校における消費者教育の現状

#### 3 現状から見える課題

### 第3 消費者教育推進の基本的な方向

#### 1 ライフステージごとの体系的な実施

幼児期から高齢期までの各世代において，消費者教育が生涯を通じて行われるよう，国が示したイメージマップに準じて，各施策を整理し，消費者教育の体系的な実施を目指す。

#### 2 消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育の推進

消費者の年齢，性別，消費生活の知識の量，障害の有無等の特性や，学校，地域，家庭，職域等の場の特性に配慮して消費者教育を推進する。

市では，学校における消費者教育推進のため，消費者教育の重要性に対する認識を高める取り組み等を行う。

また，支援が必要な高齢者や障がい者等には，関係団体と連携して見守りを行う。等

3 各主体間の連携と共働

市では行政と教育委員会が連携し、学校における消費者教育を実施する。

4 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携

環境教育や食育等のその他の消費生活に関連する教育については、市の関係局と連携を図りながら、実施する。

第4 消費者教育の推進の内容

**消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育の推進の視点で記載する。**

1 様々な場における消費者教育の実施

地域、学校、家庭、職域のそれぞれの場において、その特性に合わせた消費者教育を行う。

(1) 地域における取り組み

○主な取り組み

(2) 学校（小学校、中学校、市立高等学校）における取り組み

○主な取り組み

(3) 家庭、職域における取り組み

○主な取り組み

2 消費者の特性による消費者教育の実施

(1) 高齢者、障がい者に対する取り組み

○主な取り組み

## ○第2回消費者教育部会 審議内容まとめ

基礎調査の結果より、「各団体に期待される取り組み」及び「団体自身が回答した取り組み」を比較して、各団体の自主的な取り組みとして協議を行った。

(方針案に取り入れる場合、個別の取り組みに、個別の団体名は表記しない。)

<u>学校</u>	講座等の会場提供 出前講座や研修会の実施 効果的な授業（実践事例）の紹介 大学との連携による消費者教育（大学生を講師として育成し、世代の近い人が伝える。） 新入生の保護者説明会を利用した消費者教育の実施
<u>P T A協議会</u>	出前講座の実施 効果的な研修会等（実践事例）の紹介 市民（保護者）向けのパンフレットの配布 児童委員とP T Aとの連携による講座の実施
<u>自治協議会</u>	地域の高齢者などに対する見守り 出前講座等の実施の呼びかけ 市民向けの情報提供（自治協議会会報・HP等への掲載） 消費生活センターの消費者相談の周知（高齢者を対象としたイベントを活用） 中学校の土曜開校を活用した消費者教育 ※高宮中で土曜開校
<u>公民館</u>	講座等の会場提供 出前講座等の実施 市民向けの情報提供（公民館会報等への掲載、館内での提示・配布、消費者講座の年間スケジュール周知）
<u>消費者団体</u>	効果的な実践事例の紹介 市民向けのパンフレット等の配布 講座や研修会の実施 消費者被害の最新情報等の迅速な提供 情報紙、HP等による情報提供 （会員等への会報・HP等への掲載等） 見守りネットワークへの参加

(福祉団体)

民生委員・児童委員

地域の高齢者などに対する見守り（いきいきセンターふくおかとの連携）  
効果的な実践事例の紹介  
高齢者向けのパンフレットの配布  
出前講座や研修会の実施  
児童委員とPTAとの連携による講座の実施  
ふれあいサロン，ふれあいネットワークと連携（高齢者に確認の上，対象者の把握，相談窓口の周知）  
70歳以上にカレンダー配布における相談窓口の周知

いきいきセンターふくおか

地域の高齢者などに対する見守り（必要に応じた民生委員・児童委員との連携）  
出前講座や研修会の実施  
高齢者向けのパンフレットの配布

(参考) 市が行うこと

消費者教育推進のための方針等の周知  
消費者の場の特性に応じた消費者教育の推進市民向けのパンフレット等の配布  
講座などの講師派遣，研修会でのDVD等教材の貸し出し  
情報紙，HPなどによる情報提供，消費者被害の最新情報等の迅速な提供  
効果的な実践事例の紹介

その他の意見

メール送信によるタイムリーな情報提供（徘徊ネットを活用）  
理解度別の消費者教育講座の実施（初級，中級編，上級編）  
高齢者向けに多様な相談窓口を周知した配布物を作成  
（安心キットの活用）

消費者教育推進方針策定にあたって検討すべき、4つの課題は次のとおり。

1. 「消費者教育」をほとんどの人が知らない。消費者教育という言葉からイメージするものが人によって違う。「教育」はしていないが、「啓発」はしているはずで、認識のバラつきがある。

⇒「消費者教育」とは何かというところから、周知を図る。

ただ、「教育」という言葉は誤解を生じやすいので、注意が必要。

2. 「消費者教育」を行う“主体”のとらえ方が、様々かつ幅が広い。

場（学校、地域社会、職域等）、担い手（教職員、地域人材、事業者、消費者等）

各ライフステージの中でも形態が違う（消費者の特性・年齢、性別、障がいの有無、就業の状態、独居、パソコン利用の有無等）

3. 消費者教育の範囲、食育や環境教育も？

4. 地域の高齢者などの個人情報把握できない。

⇒担い手側において情報が把握できない人に対する啓発（教育）方法

課題解決に向けて



◎消費者教育の内容、方法などの指針の確立

◎見守りネットワークの必要性

既存のネットワークの活用を検討

福岡見守るっ隊

はいかい高齢者等ネットワーク

ふれあいサロン

子育てサロン

P T A ・学校

防災ネットワーク

◎地域のキーマンの育成、マイスター養成



## 消費者訴訟資金貸付金について

## 1 本市の概要

目的	事業者の事業活動により被害を受けた消費者の救済		
貸付対象 (条 30 条 1 項) (規 19 条)	市内居住の消費者で、事業者に対し訴訟を提起する者、または事業者から訴訟を提起された者		
貸付要件 (条 30 条 1 項)	要件は次のすべてを満たすこと。 ①同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。 ② <u>当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等</u> 当該被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。 ③ <u>当該被害に係る紛争が福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されていること。</u>		
貸付範囲 (規 20 条 1 項)	①民事訴訟費用等に関する法律(昭和 46 年法律第 40 号)第 2 章の規定により裁判所に納めるべき費用 ②弁護士又は司法書士に支払う報酬 ③前 2 号に掲げるもののほか、民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用		
貸付上限額 (規 20 条 2 項)	100 万円		
制度開始年度	平成17年度	貸付実績	無し

※条:福岡市消費生活条例, 規:福岡市消費生活条例施行規則

## 2 包括外部監査について (詳細 資料3-2)

平成 24 年度包括外部監査(貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について)における意見。

《総論より》

法テラス等による訴訟扶助制度があり、《中略》本貸付制度に必要性が認められるかを再検討するべきである。そして、必要性が認められるのであれば、利用実績の向上を図るべく、実績不振の原因を究明して、貸付の要件等の改善をすることが必要である。

《各論より》

**意見13** 条例第30条第1項第2号の「当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等」の文言は、「損害の額に対する当該訴訟資金の割合が大きい場合等」等に改めることが望ましい。

**意見14** 消費生活審議会のあっせん等に付されていることを本貸付金の貸付の要件とする条例第30条第1項第3号は削除を検討すべきである。

## 3 他政令指定都市の状況 (一覧表 資料3-3)

平成 25 年度大都市消費者行政担当部課長連絡会議において、議題として、状況調査を行った。

## 4 国の動向について (詳細 資料3-4)

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律  
(消費者裁判手続特例法)(平成 25 年 12 月 11 日公布, 3年以内に施行)

## 第2 監査の視点と全体的意見

### 1 貸付金制度の根拠法令等

《略》

### 2 必要性及び利用度等の検討

《略》

また、「福岡市消費者訴訟貸付金」は、福岡市消費生活条例第30条に基づき、事業者の事業活動により被害を受けた消費者を救済・援助するために訴訟資金を貸与するものであるところ、その予算額は50万円と僅少であるが、平成17年度の制度発足以来現在まで、利用者はなく貸付実績はゼロである。

《略》

「福岡市消費者訴訟貸付金」は平成17年度の制度開始以来現在まで、1件の貸付実績もない。《中略》 貸付金の制度自体の趣旨・必要性は認められるが、《中略》 法テラス等による訴訟扶助制度があり、《中略》 果たして、本貸付制度に必要性が認められるかを再検討すべきである。そして、必要性が認められるのであれば、利用実績の向上を図るべく、実績不振の原因を究明して、貸付の要件等の改善をすることが必要である。

《略》

## 3 福岡市消費者訴訟資金貸付金

貸付金名	福岡市消費者訴訟資金貸付金				
貸付開始年度	平成17年度	担当部・課	生活安全部消費生活センター		
根拠法律, 条例, 規則, 要綱等	福岡市消費生活条例, 同施行規則				
マニュアル, 手引き等	なし				
広報	条例についてはパンフレットあり				
貸付先	福岡市内に居住する消費者で, 事業者に対し訴訟を提起する者または事業者から訴訟を提起された者				
保証人の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	物的担保の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
利息の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	利息の利率(年)	0%		
貸付金の趣旨・目的	事業者の事業活動により被害を受けた消費者の救済				
貸付金の概要 (千円)	H19	H20	H21	H22	H23
予算額	500	500	500	500	500
当年度 貸付実績	貸付金額	0	0	0	0
	貸付件数	0	0	0	0
回収すべき金額(当年度分)(A)	0	0	0	0	0
回収済み金額(当年度分)(B)	0	0	0	0	0
回収すべき金額(過年度分)(C)	0	0	0	0	0
回収済み金額(過年度分)(D)	0	0	0	0	0
回収率(=(B+D)÷(A+C))	-	-	-	-	-
貸付残高総額(Z)	0	0	0	0	0
貸付件数	0	0	0	0	0
延滞債権(X+Y)	0	0	0	0	0
未収金額(X)	0	0	0	0	0
長期延滞債権額(Y)	0	0	0	0	0
延滞債権率(=(X+Y)÷Z)	-	-	-	-	-
不納欠損額	0	0	0	0	0
不納欠損件数	0	0	0	0	0
免除額	0	0	0	0	0
免除件数	0	0	0	0	0
備考					

(1) 現状

ア 本制度の趣旨

福岡市消費生活センターでは、市民（消費者）から契約やサービスの購入に関して年間約14,000件の消費生活相談を受けており、助言のみで解決しないケースについては、必要に応じて消費生活相談員によるあっせんを行っている（福岡市消費生活条例第29条第1項 以下単に条例という）。あっせんによっても解決することが困難な事案については、福岡市消費生活審議会のあっせんまたは調停に付することができる（同条第3項）。それでも解決できないケースについては訴訟が選択されることがあるが、本貸付金はその場合に消費者の権利実現をサポートしようとするものである。

もっとも上で述べるように、「同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること」という要件が課されており、単に消費者被害を受けた者の権利回復というよりも、同種被害の防止という、より公益的な目的を念頭に置いた制度である。

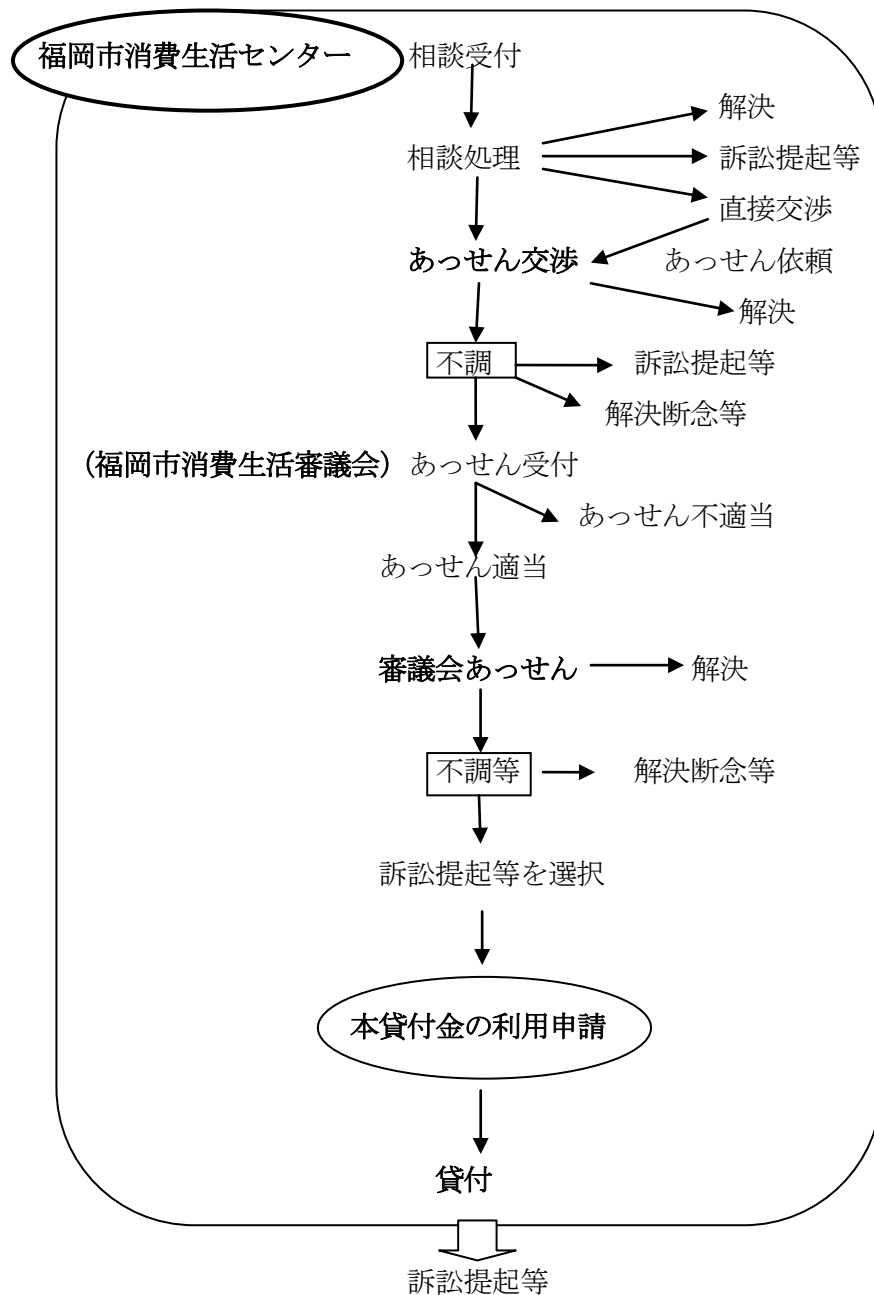
本制度には国や県の助成はなく、福岡市独自の事業である。福岡県にも同種の制度がある（オ参照）。

イ 福岡市消費生活センター

福岡市消費生活センターは、消費生活を送るうえで起こるさまざまな消費者トラブルの未然・拡大防止および救済を目的とした福岡市の組織である。消費者からの相談や苦情を受け付け、解決に向けた助言やあっせん、事業者指導などを行っている（同センターHPより）。消費生活相談員による相談やあっせんの状況は以下のとおりであり、消費者トラブルを抱える者にとって欠かせない、重要な相談窓口となっている。あっせんによる解決率も下記のように高い。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談件数	16,442	14,682	13,453	14,444	14,573
うちあっせん解決	869	922	915	1,128	1,155
うちあっせん不調	<b>93</b>	<b>140</b>	<b>137</b>	<b>153</b>	<b>125</b>

この表において「あっせん不調」となった事案については、福岡市消費生活審議会のあっせん、調停を求めることができる（条例第29条第3項）。同審議会のあっせん、調停を行ったにもかかわらず解決せず、訴訟提起等に至る場合に、本貸付金制度を利用することが可能となる。もっとも、エで述べるように審議会のあっせん、調停は利用されていない。



ウ 貸付金制度の内容

条例第30条は、事業者の事業活動により被害を受けた消費者が事業者に対して訴訟を提起する場合、または事業者から訴訟を提起された場合に、被害者に対して訴訟にかかる経費（訴訟資金）の貸付等の援助をすることができる」と規定している。同条1項の定める要件は次のとおりである。

- (1) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。
- (2) 当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等当該

被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。

- (3) 当該被害に係る紛争が福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されていること。

対象者は福岡市の区域内に住所を有する者である（福岡市消費生活条例施行規則第19条 以下単に施行規則という）。

対象となる費用は次のとおりである（施行規則第20条第1項）。

- (1) 民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に収めるべき費用（監査人注 印紙代、郵券等の予納費用を指す）
- (2) 弁護士又は司法書士に支払う報酬
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用

貸付額の上限は100万円（民事訴訟においては審級ごとに100万円）である（同条第2項）。無利息（同3項）だが連帯保証人が必要である（施行規則第24条第2項）。

貸付を受けようとする者は、所定の申込書に添付書類を添えて申し込む。申し込みに対し市長は消費生活審議会の意見を聞いて貸付の可否と貸付額を決定する（施行規則第22条第1項）。その後所定の貸付契約書が締結される。

返還期限は、当該民事訴訟手続等が終了した日から6か月であるが（施行規則第26条第1項）、やむを得ない事情があると認めるときは期限を延長し、または相当期間内に分割して返済させることができる（同条第2項）。返済期限を徒過したときの違約金は年14.6%である。

訴訟資金の貸付を受けた者は、当該訴訟が終了したときは、速やかにその全額を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる（同条第2項）。免除できるのは次の場合である（施行規則第28条）。

- (1) 借受者が死亡し、当該民事訴訟手続等を継承する者がいないとき。
- (2) 貸付金を返還することができないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

#### エ 利用状況

本貸付金制度は、条例施行日（平成17年4月1日）に開始されたものの、現在までまったく利用されていない。にもかかわらず毎年50万円を「置き予算」として計上している。

本貸付金制度が利用されていないことは、消費者トラブルに関する訴訟等がほとんど

ど存在しないことを意味しない。消費者契約法（平成13年4月施行）等の消費者保護法制の整備が行われる反面、消費者被害も多様化、複雑化しており、訴訟等に解決が委ねられる事案は少なくない。にもかかわらず本制度がまったく利用されていないのは、消費生活審議会のあっせん、調停を経た場合のみを対象にしている（条例第30条第1項第3号）ことが一つの原因であると考えられる。同審議会には常設の苦情処理部会が設置され、あっせんや調停にあたることになっているが、実際にこれらが行われたことは審議会が発足した平成17年度以降1件もない。

イに表を掲げたように、消費生活センター相談員によるあっせんが不調に終わるケースは毎年100件を超えている。これらのうち審議会でのあっせんや調停が行われることがないことは、訴訟等を選択する消費者はその時点で訴訟提起等をしていると考えられる（消費生活センターでは弁護士による法律相談を実施しており、その結果訴訟を選択することも多いようである）。利用者にしてみれば、消費生活審議会とはいえ同じ消費生活センターでの手続きであるし、あっせん等はあくまで話し合いでの解決を目指すものであるが、もはや話し合いでの解決は困難と判断するのであろう。そうであれば審議会での手続きに時間と手間を空費するよりはただちに訴訟等に訴えようとするのも自然である。また同センターによれば、あっせんが不調に終わる事案の多くは「同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること」という本貸付金の要件を満たさない個別的なものが多いとのことである。

#### オ 類似制度

福岡県においても、福岡県消費生活条例にもとづき消費生活審議会であっせん等を行う制度があるが、平成17年の制度創設以来実績はない。市と同様の貸付金制度もあるが、これもまったく利用されていない。

#### カ 過去の内部監査等の指摘

特に指摘されたことはないようである。

### (2) 問題点

#### ア 必要性和相当性

本来、訴訟は財産権等の個人の権利を守り、実現するものであって、少なくとも直接的には私益に奉仕する制度である。しかし現代社会において、われわれの生活は対価を支払って購入した財貨やサービスによって支えられており、そこではそれぞれの財貨やサービス（＝商品）をめぐる事業者と多数の消費者が対峙している。一消費者の権利・利益が事業者によって損なわれたとき、これによる損害を回復することは、その消費者の私益を守るにとどまらず、間接的ではあるが同種の多数の消費者の利益

という公共的な利益に資する側面を有する。このような消費者訴訟等の公益的性格に鑑み、個人の財産権の回復のための訴訟について、貸付という形で公金を用いることによって支援しようとする場合には、公益上の必要性が認められる。

もちろん訴訟提起等を可能ならしめる制度としては、他に法律扶助や訴訟救助の制度があるが、対象を消費者事件に限ったうえで1件100万円まで貸し付けるという本貸付金制度には、独自の存在意義があろう。

手段として訴訟等に要する費用の給付ではなく貸付という形をとっていることも、直接的には訴訟提起等が私的権利・利益の実現を目的としていることに鑑みて相当であるといえる。

#### イ 要件(1) 同種被害の発生

条例第30条第1項第1号は、「同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること」を貸し付けの要件としている。

本貸付金制度の趣旨に照らせば一応首肯できる要件である。ただし、「同一又は同種の原因」「多数」を狭く解すれば、同一事業者が多数の消費者被害を生じさせた場合に限るようにも見える。同一態様・手法で多数の小規模な業者が、それぞれは比較的少数の消費者に対して消費者被害を発生させたような場合には、この要件を欠くことにもなりかねない。このような限定解釈は、当該訴訟等が他の多数の消費者の利益に資するという消費者訴訟の公益的性格に着目した本貸付金制度の趣旨にそぐわないと言わざるを得ない。本貸付金の運用においては、同要件は柔軟に解すべきである。

#### ウ 要件(2) 補充性

条例第30条第1項第2号は、「当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等当該被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること」を要件としている。いわゆる費用倒れの恐れが大きいため訴訟提起を断念することがないようにとの配慮であろう。しかしこの要件には問題があると考えられる。

訴訟資金とは貼用印紙・郵券代と弁護士費用等である(条例施行規則第20条第1項)。印紙代は訴訟物の価額にもとづき計算され、100万円を請求する訴状には1万円の印紙を貼付する。予納郵券は数千円である。弁護士費用も訴訟の価額によって算定され、現在でも多くの弁護士が採用していると思われる旧報酬基準によれば100万円を請求する訴訟提起の着手金は10万円程度、報酬は16万円程度である。いずれも訴訟物の価額をもとにして計算されるのであり、これらの合計額が訴訟物の価額(条例にいう「損害」)を超えることは通常考えがたい。したがって、「当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある」という例示に準じるような場合に限定して解釈すると、



適用範囲が著しく限定されてしまうおそれが大きく、事実上きわめて少額の訴訟等に限定されてしまうと考えられる。本貸付金の上限が1件100万円であることにもそぐわない。

したがって、現行のような例示はむしろ誤解を招き制度の運用を誤らせるおそれがあるから、これを緩和することが望ましいと考える。

☞意見13

☆ 条例第30条第1項第2号の「当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等」の文言は、「損害の額に対する当該訴訟資金の割合が大きい場合等」等に改めることが望ましい。

エ 要件(3) 審議会前置主義

条例第30条第1項第3号は、「当該被害に係る紛争が福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されていること」を要件としている（あっせん等が不調に終わったことまで要件としているわけではない）。福岡県の消費者訴訟救助制度も同様である（福岡県消費生活条例第36条）が、このような要件の存在が、本貸付金がまったく利用されていないことの大きな要因であると考えられる。担当課も、制度が利用されていない理由として、消費生活センターの法律相談が充実しており、その段階で弁護士のアドバイスによって訴訟を選択するケースが多いことをあげている。

消費生活センターのあっせんを選択しても、それが不調に終わった場合、解決を断念しない消費者はその時点で訴訟等を選択していると考えられる。いったん話し合いでの解決が不調に終わったのであるから、重ねて（しかも同じ消費生活相談センターの組織である）消費生活審議会のあっせんを求めるのではなく、訴訟等を選択する消費者にも本貸付金を利用できるようにすべきではなかろうか。その場合でもなお審議会のあっせんに付された上でなければ訴訟提起等を援助しないというのは、制度として硬直的な印象を与える。このように要件を緩和しても、もともとあっせん不調の事案の多くは事実関係についての主張の対立等の個別的な問題によるものが多く、同種被害発生のおそれがある場合ではないから、おのずと利用件数は限定されると考えられる。

なお、貸付金利用の申し込みに対し、市長は消費生活審議会の意見を聞いて貸付の可否と貸付額を決定する（施行規則第22条第1項）が、そのことは審議会のあっせんに付されていることを貸付の要件とすることを直ちに要請するものとはいえない。

☞意見14

☆ 消費生活審議会のあっせん等に付されていることを本貸付金の貸付の要件と

する条例第30条第1項第3号は削除を検討すべきである。

なお、現在集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設が進められている。共通義務確認の訴えにおける特定適格消費者団体の要件によっては、本貸付制度の意義は薄れていくことも予想される。ただ、同訴えの要件を満たさない場合でも本貸付金が対象にできるのであれば、その存在意義はなお失われてしまうわけではないであろう。

#### オ 広報

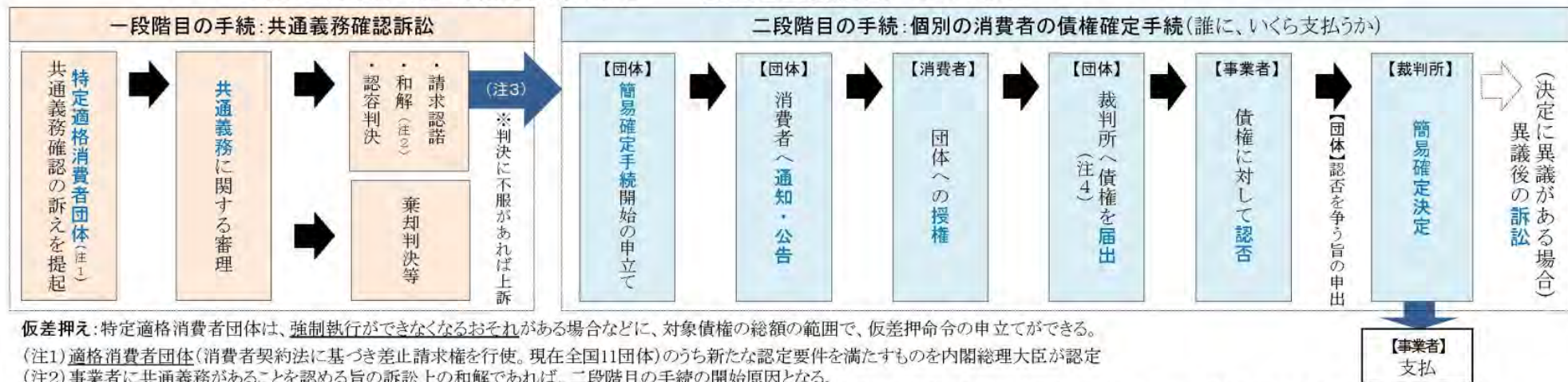
消費生活センターのHPにおいても本貸付金制度は広報されていない。条例を紹介、解説したパンフレットにも条例の条文が掲載されているだけである。担当課によれば、消費生活審議会での手続きを前提としているためであるというが、だからといって広報が不要であるとはいえないであろう。

#### カ 結論

本貸付金は制度としては有益であると考えられるが、イ～エで述べた利用のための要件の定め方が利用を制約していると考えられる。これを改めて、本貸付金の実効のあるものにすべきである。

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の**共通義務**の確認(注)  
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、  
金銭を支払う義務を負うべきことの確認



仮差押え：特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てができる。

(注1) 適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体)のうち新たな認定要件を満たすものを内閣総理大臣が認定

(注2) 事業者が共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる。

(注3) 一段階目の手続の判決の効力は、原告及び被告に及ぶほか、当該一段階目の手続の当事者以外の特定適格消費者団体及び二段階目の手続において債権を届け出た消費者にも及ぶ。

(注4) 裁判所への債権届出により、共通義務確認の訴えの提起時に時効が中断する。

## ○経緯

- 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)  
「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、…、その必要性等を検討すること。」
- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)  
6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月)後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⇒平成25年4月19日、第183回国会提出(閣法第60号)。同年11月1日、衆議院において修正議決(全会一致)、同年12月4日、参議院において可決・成立(全会一致)。同月11日公布(法律第96号)。

## ○目的(第1条)

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害】消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差により、消費者が自ら回復を図ることには困難を伴う場合がある。

財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設  
もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

## ○対象となる請求(第3条第1項)

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する以下の請求に係るもの  
(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを却下できる。)

- ①契約上の債務の履行の請求(第1号)
- ②不当利得に係る請求(第2号)
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(第3号)
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求(第4号)
- ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(第5号)

(注)被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者

(⑤は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も被告となり得る。)

## ○対象外の損害(第3条第2項)

- ・いわゆる拡大損害(消費者契約の目的となるもの以外の財産が減失・損傷したことによる損害)(第1・3号)
- ・逸失利益(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)(第2・4号)
- ・人身損害(人の生命又は身体を害されたことによる損害)(第5号)
- ・慰謝料(精神上の苦痛を受けたことによる損害)(第6号)

# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について②

## ○一段階目の手続：共通義務確認訴訟（金銭の支払義務を確認）

### 管轄（第6条）

- ①：被告の本店所在地の管轄裁判所
- ②：被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所
- ③：不法行為があった地の管轄裁判所（例：不当な勧誘行為があった地）
- ④：義務履行地の管轄裁判所（例：債権者である消費者の住所地）
- ⑤：①～④の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所等  
（請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数である場合）

### 移送・併合（第6条・第7条）

- ・同一の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理
- ・同種の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理可

### 個別訴訟の中止（第62条）

- ・共通義務確認訴訟と、その共通義務に関連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。

### 和解（第10条）

- ・共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 → 二段階目の手続の開始原因

## ○二段階目の手続：対象債権の確定手続（誰に、いくら支払うか）

### 申立期間（第15条）

- ・共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一月以内

### 簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み（第25条～第29条、第90条）

#### 【裁判所】

- ・官報への公告（簡易確定手続開始決定の主文、対象債権・対象消費者の範囲等）

#### 【特定適格消費者団体】

- ・対象債権を有する消費者に対し書面又は電磁的方法で個別に通知する義務
- ・相当な方法（インターネット等も可）により公告する義務
- ・通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担

#### 【事業者】（団体からの求めがあったとき）

- ・裁判所の公告事項の公表義務（インターネット等も可）
- ・対象消費者の情報に記載された文書の開示義務（不相当な費用又は時間を要する場合を除く。） → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令

#### 【消費者庁】

- ・確定判決の概要等を公表（インターネット等）

## ○仮差押え（第56条～第59条）（将来の強制執行を確保するための制度）

特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。

	本制度	（参考）民事保全法
被保全権利の疎明	・対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額	個別具体的な債権の内容及び額
保全命令手続における訴訟要件	・管轄 ・当事者能力 等 ・共通義務確認の訴えを提起できる事案であること	—
その他	・保全の必要性（財産の隠匿・散逸等のおそれ）の疎明 ・仮差押目的物の特定 ・裁判所の決定により担保を立てること	

## ○手続追行主体：特定適格消費者団体（新たな訴訟制度の手続追行主体）

⇒ 適格消費者団体（消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体）の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定（有効期間は3年）

### 認定要件（第65条）（被害回復関係業務を適切に遂行するための要件）

- ・差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- ・体制（弁護士理事の選任等）、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること
- ・授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化
- ・支払を受ける報酬又は費用がある場合…その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと（基準（上限等）をガイドラインに規定。）等

### 責務規定・行為規範（第75条～第88条、第93条～第99条）

- ・濫訴等の禁止…不当な目的のみだりに訴えの提起等の禁止
  - ・報酬…被害回復業務を行うことに関し、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定
  - ・弁護士に追行させる義務…民事訴訟に関する手続等は弁護士が追行
  - ・通知・報告…一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告
  - ・個人情報の適正な管理…被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するための必要な措置
  - ・財産上の利益の受領禁止…原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、金銭等の受領禁止（判決に基づく支払い等正当な場合を除く）
  - ・徹底した情報公開…定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求
  - ・報告・立入検査
- ⇒ これらの規定に違反した場合、内閣総理大臣（消費者庁）による監督の対象
- ・所要の罰則を設ける（適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど）

### ○その他

- ・特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供
- ・施行期日（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（附則第3条、第4条及び第7条の規定は公布の日から施行））
- ・経過措置（施行前に締結された契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務には、適用しない）

### ○衆議院修正（附則）

- ① 特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則第3条）
- ② 特定適格消費者団体による業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供等の支援の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則第4条）
- ③ 施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の状況、特定適格消費者団体による業務の遂行の状況等を勘案し、被害回復業務の適正な遂行を確保するための措置並びに対象となる請求及び損害の範囲等この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。（附則第5条第1項）
- ④ この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改める。（附則第5条第2項）
- ⑤ 施行前事案に関する請求に係る金銭の支払義務に関し、重要消費者紛争解決手続（国民生活センター）等の裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる。（附則第6条）
- ⑥ この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得よう努める。（附則第7条）

## 日本司法支援センター(法テラス) 民事法律扶助

経済的に困っている人が法的トラブルにあった時に援助する制度。

### 1 援助の内容

#### ①法律相談援助（無料）

弁護士・司法書士による無料法律相談。

#### ②代理援助(費用立て替え)

民事、家事及び行政事件に関する手続またはそれに先立つ示談交渉等における弁護士・司法書士費用(着手金・実費等)の立て替え。

#### ③書類作成援助(費用立て替え)

裁判所提出書類の作成等における司法書士・弁護士費用(報酬・実費等)の立て替え。

### 2 援助を受けるための条件

#### ①資力が一定額以下であること

月収・保有資産が一定額以下であること。

例) 単身者の場合、月収 182,000 円以下、保有資産の価値の合計が 180 万円以下。

※その他、家族構成による条件、住宅ローン、医療費などの控除等の条件あり。

#### ②勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む。

#### ③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できない。

### 3 手続きの流れ

#### ①無料法律相談

代理援助や書類作成援助の申込みの場合も、まず法律相談を受ける。法律相談援助は上記2の①③の要件を満たす必要があり、予約受付時に確認される。

#### ②審査

法律相談援護の結果、裁判や調停、交渉などの弁護士・司法書士の代理が必要な場合や自分で裁判を起こすときに裁判所提出資料が必要な場合、審査において上記2の①②③を満たす必要がある。

#### ③援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用(着手金、実費等)を決定し、決定した費用は法テラスが立て替え、原則として5,000円～10,000円ずつ償還(返済)していく。

#### ④事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定する。